宮城県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により令和2年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和2年3月31日

	宮城県監査委員 宮城県監査委員	本太石成	木田森田	忠 稔 建 由加	一 郎 二 里
1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関 ○総務部 本庁				監査	実施日
職員厚生課 地方機関				, ,	16 日
仙台中央県税事務所(選挙管理委員会仙		。)			24 日
仙台北県税事務所(選挙管理委員会仙台					22 日
北部県税事務所(選挙管理委員会北部地 北部県税事務所栗原地域事務所	万文同を含む。)				14日
1. 市界代事務用来原地域事務用 ○環境生活部				1 月	14 日
地方機関					
保健環境センター				1月	9 日
○保健福祉部					
地方機関					
仙南保健福祉事務所				3月	11 日
高等看護学校				2月	17 日
北部児童相談所				3 月	9 日
東部児童相談所				1月	17 日
リハビリテーション支援センター				1月	14 日
○経済商工観光部					
地方機関					
大河原地方振興事務所					17 日
仙台地方振興事務所					4 日
東部地方振興事務所					23 日
気仙沼地方振興事務所					29 日
計量検定所					17 日
白石高等技術専門校					17 日
仙台高等技術専門校					12 日
大崎高等技術専門校					11日
宮城障害者職業能力開発校					11日
松島公園管理事務所 ○農政部				2月	25 日
地方機関					
地力機関 病害虫防除所				9 日	21 目
				2/1	21 H

王城寺原補償工事事務所 〇土木部	3月 6日
地方機関 大河原土木事務所 仙台土木事務所 東部土木事務所 気仙沼土木事務所 気仙沼土木事務所 仙台塩釜港湾事務所 石巻港湾事務所 石巻港湾事務所 仙台地方ダム総合事務所 栗原地方ダム総合事務所 ○教育庁	2月 3日 3月 18日 3月 9日 1月 29日 2月 5日 3月 11日 3月 11日 3月 6日
本庁	
福利課	2月 20 日
地方機関	
大河原教育事務所	1月17日
仙台教育事務所 北部教育事務所	3月 17日 3月 9日
東部教育事務所	3月 9日
気仙沼教育事務所	2月17日
図書館	2月12日
美術館	3月 9日
松島自然の家	3月 9日
蔵王自然の家	3月 11日
志津川自然の家	3月 9日
仙台第一高等学校	2月 10日
仙台第二高等学校	2月 7日
仙台第三高等学校	2月 18日
白石高等学校 角田高等学校	3月 11日 2月 21日
5.	2月 5日
宮城第一高等学校	3月11日
仙台三桜高等学校	1月31日
名取高等学校	2月 10日
涌谷高等学校	1月 14日
佐沼高等学校	2月 7日
泉高等学校	3月2日
仙台南高等学校	3月 18日
泉松陵高等学校	2月 14日
仙台西高等学校	3月 17日
泉館山高等学校	2月14日
利府高等学校	2月17日
石巻西高等学校 (4) 4 東京第学校	1月23日
仙台東高等学校 富谷高等学校	1月31日 2月17日
量分向等子仪 登米総合産業高等学校	2月 7日
東松島高等学校	3月11日
農業高等学校	2月28日
黒川高等学校	3月 9日
	= > 4 = 11

伊具高等学校 加美農業高等学校 水産高等学校 気仙沼向洋高等学校 工業高等学校 工業高等学校 石巻工業高等学校 大河原商業高等学校 第二工業高等学校 支援学校岩沼高等学園 小松島支援学校	2月 5日 2月 3日 2月 28日 3月 12日 3月 18日 1月 29日 2月 4日 3月 11日 3月 11日 1月 24日
警察本部	3月 10日
地方機関	0), 10 д
仙台中央警察署	2月 5日
仙台南警察署	3月 18日
仙台北警察署	1月 22日
泉警察署	3月 11日
塩釜警察署	3月 11日
岩沼警察署	2月 17日
気仙沼警察署	3月 6日
登米警察署	3月11日
河北警察署	2月 3日
南三陸警察署	2月 17日
古川警察署	2月17日
遠田警察署	3月11日
若柳警察署	2月 4日
築館警察署	3月 3日
鳴子警察署	3月 17日
加美警察署	2月 3日
大河原警察署	2月 17日
白石警察署	3月 17日

2 監査結果

平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規 定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお,宮城県警察本部の監査については,犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更 に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

• 平成30年度収入未済額

現年度分 466,898,595円 過年度分 729,840,562円 合 計 1,196,739,157円

·平成29年度収入未済額

現年度分 657,736,383円

過年度分 914,685,865円

合 計 1,572,422,248円

(2)仙台北県税事務所

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

• 平成30年度収入未済額

現年度分 138, 255, 982円

過年度分 141, 495, 278円

合 計 279,751,260円

• 平成29年度収入未済額

現年度分 125,891,267円

過年度分 141, 197, 741円

合 計 267,089,008円

(3) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、 更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

· 平成30年度収入未済額

現年度分 108,554,225円

過年度分 169,524,191円

合 計 278,078,416円

• 平成29年度収入未済額

現年度分 96,302,860円

過年度分 197, 283, 670円

合 計 293,586,530円

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、 更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

· 平成30年度収入未済額

現年度分 21,041,834円

過年度分 56,680,268円

合 計 77,722,102円

· 平成29年度収入未済額

現年度分 24,685,047円

過年度分 57,053,678円

(5)仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において,収入未済があったので,収納促進と適切な債権管理 を図られたい。

(内容)

· 平成30年度収入未済額

現年度分 5,365,647円 過年度分 29,189,226円 合 計 34,554,873円

· 平成29年度収入未済額

現年度分 8,725,211円 過年度分 27,906,060円 合 計 36,631,271円

(6)仙台塩釜港湾事務所

県の道路管理の瑕疵による示談交渉において,不適切な対応が認められたので,今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故の示談交渉において、示談が成立していない中で、相手方の求めに応じレンタカー代金を補償する約束を行いレンタカーを手配するとともに、レンタカー代金を当該事故とは無関係の工務店に立て替えさせるなどしたもの。

(7)福利課

退職手当において、長期にわたる支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成19年4月1日施行の条例により退職手当の算定方法が変更となっていたが、解釈 を誤り、平成19年度以降の支給額が誤っていたもの。

- ・対象人数 延べ1,090人
- · 金額 500, 438, 617円

(8) 福利課

退職手当の支給決定において,執行権限を越えたものの執行が認められたので,今後再 発しないように対策を講じられたい。

(内容)

教育委員会における退職手当の支給決定について,決裁権限は教育長に属するものであったが,少なくとも平成元年度以降福利課長の決裁により支給決定を行っていたもの。

(9) 東部教育事務所

報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後 再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

初任研教科指導教員の報酬及び旅費について、本来勤務させることができない日に勤 務させた上、実際は勤務しているにもかかわらず、支給済みの報酬等を返納させ、未払 となっているもの。

- 件数 2件
- · 未払額 34,085円

(10) 石巻工業高等学校

著しく事務の適正さを欠き,速やかに改善を要するものが認められたので,適正な対策を講じられたい。

(内容)

- 1 団体が休眠状態にあるにもかかわらず学校側の判断で、同団体への入会金を長年にわたり生徒の保護者から徴収し、学校側で管理するなどしていたもの。
 - · 団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
 - · 平成30年度末残金 2,017,200円
- 2 補助金等の一時預り口座の残高が出所不明金であるとして、学校の備品等の購入 に充てていたもの。
 - ・出所不明金とした金額 274,049円
 - ・購入備品等 耐火キャビネット ほか
- 3 団体から寄附を受けた県の夜間照明設備の電気料金を寄附受納手続等を行わずに 当該団体に負担させていたもの。
 - 設備名称 野球場夜間照明設備
 - ·年間電気料金 384,524円(平成30年度)

(11)大河原警察署

庁舎管理において,関係法令に準拠していないものが認められたので,今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果報告の所轄消防署への報告がなされていなかったもの。

・消防法第17条の3の3